

第42回北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事録

■日 時：令和8年8月19日（水）10：00～11：30

■場 所：北九州市役所5階 特別会議室B

■出席委員：7名（敬称略）

会 長：大坪

副会長：上杉

委 員：肝付・小松・野原・藤井・山本（50音順）

■全体進行：安全・安心推進課 都市整備担当課長

■内 容：

1 開 会

- ・ 委員、出席者紹介
- ・ 開会挨拶（松岡 危機管理室 安全・安心担当理事）

2 議 事

- ・ 令和7年度実施事業報告
- ・ 令和8年度実施事業計画
- ・ 意見交換

※内容は以下、議事録のとおり

第 42 回北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事録（要旨）

1 第 10 期委員の紹介および会長・副会長の選出

事務局より、第 10 期委員（任期：令和 8 年 7 月 1 日～令和 10 年 6 月 30 日）の就任に対する謝辞が述べられ、出席委員による自己紹介が行われた。

続いて、会長・副会長の選出が行われ、委員の互選により、会長に大坪委員、副会長に上杉委員が選出された。

大坪会長より、本協議会の役割は「迷惑行為防止基本計画」の進捗管理と次期計画の策定、および社会情勢の変化に応じた課題の共有である旨の着任挨拶がなされた。

2 令和 7 年度実施事業報告および令和 8 年度実施事業計画について

事務局より、資料 1 および資料 2 に基づき、前年度の報告と今年度の計画について説明がなされた。

・ 令和 7 年度の主な実績：

- ・ 小倉・黒崎駅前での街頭啓発活動、デジタルサイネージや 15 秒動画による広報。
- ・ 迷惑行為防止重点地区における巡視員による過料処分（路上喫煙 319 件、ポイ捨て・飼い犬のふん放置等は 0 件）。
- ・ 小学校への道徳教材「モラル・マナーアップ北九州」の電子データ配布。
- ・ 路上喫煙率の実態調査では、条例開始からと比較すると全体的に減少し低水準を維持しているものの、0（ゼロ）に落とすのは難しく、0 までには至っていない。

・ 令和 8 年度の主な計画：

- ・ 折尾駅周辺の「迷惑行為防止重点地区」指定に向けた準備（看板・路面表示設置、喫煙所整備）及び指定後に周知啓発を開始予定。
- ・ モラル・マナーアップに加えて、闇バイト防止、自転車交通安全などを大学生向けに啓発。（チラシの配布）
- ・ 市政モニターアンケート、路上喫煙等実態調査の実施。

3 スマートごみ箱の現状と本市の公共ごみ箱について

前回の協議会での要望を受け、環境局業務課より説明がなされた。

- ・ スマートごみ箱について：IoT や AI を活用し、ごみの堆積量をリアルタイムで検知し、自動圧縮する機能を持つ。効率的な回収や美観維持に寄与する一方、1 機あたり 150 万円以上の導入コストに加え、通信費や保守費などの維持管理費が課題となる。他都市では官民連携での導入事例がある。
- ・ 本市の現状：北九州市では「ごみは持ち帰る」という原則に基づき、約 20 年前に公共ごみ箱（約 460 箇所）を撤去した経緯がある。設置することでかえって家庭ごみの持ち込みや散乱を招く恐れがあるため、現時点でスマートごみ箱を市として設置する計画はない。

4 意見交換

(1) ごみステーションの管理と不法投棄対策

- 委員： ごみステーションで見かける折り畳み式の容器は、カラス被害抑制に効果的だが、市としての普及支援はあるか。また、市境付近での他市からの持ち込まれるごみへの対策はどうなっているか。
- 環境局業務課： 折り畳み式容器に対しては購入費の半額補助制度を設けており、累計 1,700 件以上の実績がある。今後はより簡易に購入できる窓口を設ける予定である。また、悪質な持ち込みについては環境センターが調査を行い、個人を特定して指導するなどの対応を行っている。困った際は各環境センターへ相談してほしい。

(2) 若年層への啓発手法とインフルエンサーの活用

- 委員： 小倉駅周辺では 20 代程度の若者の路上喫煙が目立つ。従来のチラシやポスターは若者にとって「うっとうしい」と感じられる側面があり、自分事として捉えにくい。
- 事務局： 過料処分の対象者も 20 代が最も多い（約 4 割）。市内の大学等と連携し、若者のコミュニティ内で「迷惑行為はカッコ悪いからしない」という意識を醸成したいと考えている。
- 委員： 若者への影響力という点では、SNS のインフルエンサーの力を借りるのが有効ではないか。歌や投稿を通じて、「ルールを守ることが当たり前」という空気を醸成する手法を検討すべきである。
- 会長： 巡視員が警察 OB 主体であることのメリット（トラブル対応力）は大きい。啓発という点では若者の視点や新しい情報ルート（SNS 等）を取り入れることは非常に重要である。

(3) 電子たばこの取り扱いと受動喫煙

- 委員： 加熱式・電子たばこも過料の対象となるのか。また、健康被害への認識はどうなっているか。
- 事務局： 本条例では「火の危険性（火傷や火災）」を主眼としているため、現時点では火を使用しない電子たばこは過料の対象外としている。ただし、受動喫煙の観点からはマナー違反として注意喚起の対象としている。国の動向（エビデンスの蓄積）を注視しつつ、今後の課題とする。

(4) 自販機横の回収容器の現状

- 委員： 自販機横の回収容器が撤去されていたり、捨ててよい場所が減ったせいか、歩道と車道間の植込みに空き缶・ペットボトルが捨てられていたりする光景を目にする。
- 環境局業務課： 条例上は自販機の横には、回収容器の設置が求められているが、空き缶以外の異物投入が著しく、管理しきれないメーカーが撤去する事例がある。ポイ捨てを減らすには、回収容器の拡充よりも「捨てない」意識の啓発が重要である。今年度はゲーム感覚で参加できる清掃イベント等を行い、若年層や親子連れの関心を高める取組も行ったりした。